

## 令和6年10月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年10月4日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が10月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員 6番 首藤 重雄 委員  
7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

1番 後藤 聖憲 委員

### 農業委員会事務局職員

### 農林振興課職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

### 付議議案

- 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第48号 非農地証明願いについて
- 議案第49号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第50号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第51号 農業振興地域計画の変更について

議案第 52 号 白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、小橋会長にお願いいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数 12 名中、本日は議席番号 1 番 後藤 聖憲委員が欠席となっており、出席委員数は 11 名となります。よって、白杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号 9 番 野上 政憲委員と、議席番号 10 番 上野 誠司委員に議事録署名をお願いいたします。  
議案審議に入ります。

議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてですが、推進委員の嶺 瞳雄 委員が関係しておりますので、退席をお願いします。

－嶺 推進委員「退席」－

議 長 それでは事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年10月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 1,104 m<sup>2</sup> については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 226 m<sup>2</sup> については、菜園として利用するため贈与により所有権を移転するものです。

番号3、(田) 244 m<sup>2</sup> 外5筆、合計7,538 m<sup>2</sup> については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 667 m<sup>2</sup> については、菜園として利用するため贈与により所有権を移転するものです。

以上、3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

9月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

城 野 私城野より、9月26日に実施しました、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、ここ 1 年ほど管理されていませんでしたが、現在は草刈りが進められています。許可後は果樹や露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、譲受人の自宅の前にあります。これまで譲受人宅の菜園として利用されており、今後も同様の管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 6 筆の畑で、水稻や露地野菜が作付けされています。許可後も同様の管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の実家の前にある 1 筆の畑で、菜園として利用されています。許可後も同様の管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第2地区 木梨推進委員さん、お願いします。

木梨 第2地区、推進委員の木梨です。

推進委員 番号1の畠については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、ここ1年ほど管理されていませんでしたが、現在は草刈りが進められています。許可後は果樹や露地野菜の作付けを行うとのことです。譲受人は地元でカボスなどの栽培をしており、特に問題はないと思われます。

番号2の畠については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、譲受人の自宅前にあります。これまで譲受人宅の菜園として利用されており、今後も同様の管理を行うとのことです。こちらも特に問題はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

#### —質疑なし—

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

#### 事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第46号の審議が終わりましたので、嶺 推進委員さんに着席するようお願いいたします。

－嶺 推進委員「着席」－

議 長 次に、議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 5 ページをご覧ください。

議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。

令和 6 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 6 ページをご覧ください。

番号 1、(畑) 134 m<sup>2</sup> 外 1 筆、合計 403 m<sup>2</sup> については、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、(田) 519 m<sup>2</sup> については、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3、(田) 46 m<sup>2</sup> については、所有権を移転し、鳥インフルエンザ等の感染及び感染予防時の関係者用駐車場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

赤 嶺 その前に事務局に確認したいことがあります。

委 員

議 長 休憩いたします。

— 休憩 —

議 長 再開します。

— 再開 —

赤 嶺 9月26日に実施しました議案第47号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告をチェックリストと併せて行います。

委 員 番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、トラクター等により耕起されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

番号2の田については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は譲渡人の自宅横にある1筆の田で、草刈り等により管理されています。なお、譲受人と譲渡人は親子になります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については、2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつております、それぞれ該当するものと判断します。

番号3の田については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は市道横にある1筆の田で、現在は管理されていません。

なお、譲受人の会社では鳥インフルエンザの発生に備え、埋立予定地とその際の作業員の駐車場の確保に取り組んでおり、有事の際は作業員の駐車場として使用することです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

以上、第5条申請3件について調査報告となります。皆さまの審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第13地区、芦刈推進委員さんお願いします。

芦刈 第13地区、推進委員の芦刈です。

推進委員 番号1の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は集落内にある1筆の畑で、トラクター等により耕起されています。周囲は住宅と農地がそれぞれあるようなどころですが、排水の始末などもされており特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 続きまして、第2地区 木梨推進委員さん。

木梨 第2地区、推進委員の木梨です。

推進委員 番号2の田については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は譲渡人の自宅横にある1筆の田で、草刈り等により管理されています。特に周囲に影響がある農地もないようなので、特に問題ないと思われます。

議長 次に第9地区 佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号3の田については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は市道横にある1筆の田で、現在は管理されていません。周辺にある農地は耕作されておらず、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 - 「全員挙手」 -

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第48号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 8ページをご覧ください。

議案第48号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年10月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 188 m<sup>2</sup> 外2筆、合計 349 m<sup>2</sup> の土地については、昭和元年頃より住宅が建築され宅地として利用されていた土地で、現在は当時の建物が取り壊されている土地になります。

なお、事務局による現地調査時、写真にありますように新たな住宅を建築するべく基礎工事を開始していましたので、申請者に即刻工事の中止を申し渡しています。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 2、(田) 152 m<sup>2</sup> 外 4 筆、合計 341.91 m<sup>2</sup> の土地については、昭和 60 年頃より周辺住宅の道路として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 3、(田) 96 m<sup>2</sup> 外 2 筆、合計 410 m<sup>2</sup> の土地については、昭和 50 年頃より作業場として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 4、(畠) 38 m<sup>2</sup> の土地については、平成 16 年より隣接する住宅の庭地として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

申請地は次の 10~11 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。1 番で宅地の基礎が施工されているということで、これは建築申請を出す時点で非農地化しないといけないということから手続きをとったが、このような事態になったということですか。

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 申請に至った経緯ですが、建築申請の際にというご指摘でしたが、相談の内容としてはこの家を建て替える際、融資の相談に行ったときに底地主 幹 の担保が宅地でないといけないというやりとりがあったそうで、実際、昭和の初めから家があったということで、事務局としては長年宅地があったということは農地でないと、経緯としては金融機関からの指摘があったという案件であります。

赤 嶺 今、即刻停止をさせているということですが、その根拠法は何ですか。

委 員

次 長 まだ登記簿上は農地の状態になっておりまして、非農地として認定されていない状況であります。すでに非農地として利用していたというのは前の家があったところですので、その状態で特に非農地の証明を出すことについては問題ないと思うのですが、証明が出るまでは非農地の認定すらされていない状況で、登記簿上は農地ということで農地法に引っ掛かります。それが非農地で地目変更ができるかできないかというところになりますので、まだ何も委員会が非農地と判断していない状況で、すでに非農地として扱っているので止めなさい。という話をしました。

赤 嶺 法のどの辺に触れるのですか。規則とか省令があるのではないですか。

委 員 言っている意味は分かるのですが、ただこれに基づいてこうします。という風にやらないと…

議 長 休憩に入ります。

— 休憩 —

議 長 再開します。

— 再開 —

議 長 他に質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。  
これより議案第48号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第48号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。  
次に議案第49号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 12ページをご覧ください。  
議案第49号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和6年10月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第8号）「令和6年10月4日公告予定」になります。

1ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和6年9月末までに申し出がありました白杵市全域の集積表であります。中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。畠については、 $10,670\text{ m}^2$  7筆、合計面積も  $10,670\text{ m}^2$  7筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が3名に対して、借り手は2名となります。各筆明細につきましては、3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、簡単ではございますが、令和6年10月4日公告予定の農用地利用集積計画（第8号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中野 副会長 はい。株式会社Aさんは何を植えるのですか。

次 長 ショウガです。

中 野 わかりました。  
副会長

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 13 ページをご覧ください。  
議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和 6 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

大 津 おはようございます。農林振興課の大津です。別冊の農用地利用集積等促進計画案に沿って、説明をさせていただきます。  
主 幹 1ページ目をご覧ください。

畠1筆、2,323 m<sup>2</sup> を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。  
以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第50号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第50号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第51号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

次 長 14ページをご覧ください。

議案第51号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

令和6年10月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大 津 引き続き私の方から農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

主 幹 箇所番号1についてですが、農振除外後は一般住宅として利用する計画となっております。転用者は現在賃貸住宅に居住しており、住宅を新築する場所を探していました。両親の住居に近く、将来的に両親のお世話がしやすいことから当該地を選定したものです。なお、当該地は砂敷きとして利用しておりました。除外の方針にあたり、始末書を合わせて提出しております。以上、農業振興地域整備計画の変更について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いします。第20地区、久原推進委員さん。

久 原 推進委員の久原です。9月30日に現地調査を実施しました。

推進委員 申請地は畠となっていましたが、現在は耕作をされていない状況で、宅地道路に囲まれており周囲に農地はありません。転用後は申請者が一般住宅として利用するということです。申請地を除外しても近隣農地への影響は及ばないと考えます。また、計画の図面を作成しており、農地転用の確実性があることから、今回の除外はやむを得ないものと考えます。以上、調査報告となります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第51号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

## 事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 52 号 白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定について、事務局より説明をお願いします。

次 長 15 ページをご覧ください。

議案第 52 号 白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定について、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定により、白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について提案する。

令和 6 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

農業委員会に関する法律第 7 条の規定に基づき、提案をするものであります。

別紙の「白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）」をご覧ください。なお、この様式は全国農業会議所から、「参考例」として提供されたものになります。では読み上げてご提案申し上げます。

### 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農地は、白杵地域では白杵川・末広川・熊崎川が白杵湾に注ぎ、川沿いに水田が拓けており、周辺は、概ね山地で傾斜・丘陵と複雑多岐にわたるため、平野部の農地は狭小な地形で、水田・畠地については、8 割が圃場整備済みとなっているが、山間部で条件の悪い農地については、不作付けによる遊休農地・耕作放棄地が増加しつつある。又、野津地域は、野津川が中央を北流し川沿いに水田が拓けている。畠地については、北側に広がっており平坦地や台地の周囲をなだらかな丘陵地・山地が囲む地形となっている。水田については 8 割、畠地については 6 割が圃場整備済みとなっており、水田においては、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物等による高度利用を推進し、畠地においては、甘藷等の露

地野菜、ピーマン等の施設野菜、葉たばこ、茶等の工芸作物が中心となっている。しかしながら臼杵地域と同様悪条件の農地について、遊休農地・耕作放棄地が増加している。このことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、臼杵市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する大分県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する臼杵市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標について、現状と3年後及び10年後の目標の数値を上げています。まず現状について、管内の農地面積が2,340ヘクタール（令和5年作物統計調査より）に対して、遊休農地面積は452haで、遊休農地の割合は19.31%となっています。

目標については、この遊休農地面積452haを10(年)で割って、年45.2haの解消目標とし、3年後は316.4ha、10年後は0haとする目標を立てています。あくまで遊休農地の全解消が目標となりますので、こうした数値になっています。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

## ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けの手続きを行う。

## ③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。としています。これは発生防止・解消の基本的な方法として記載しています。

### （3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標について、現状と3年後及び10年後の目標の数値を上げています。まず現状について、管内の農地面積が2,340ha（令和5年作物統計調査より）に対して、集積面積は977haで、集積率は41.75%となっています。

10年後に達成すべき目標の集積率は80.2%ですので、10年後に集積された面積目標は1,876.68ha、これから現状の977haを差し引いて残り899.68haを10（年）で割って、年89.9haの集積目標とし、3年後は1,244ha、10年後は1,876.68haとする目標を立てています。これも、あくまで目標をクリアするためにはこうした数値になるということです。

次に【参考】として、担い手の育成・確保についての目標になりますが、現状と3年後及び10年後の予想数値を上げています。

まず現状について、管内の総農家数が1,507戸（うち、主業農家数は133戸）（2020年農林業センサスより）となっており、その内担い手として認定農業者は196経営体、認定新規就農者は42経営体となっています。2024年の数値が2020年センサスの数値を使っていることから、3年後2027年（令和9年）を2025年の数値、10年後2034年（令和16年）を2030年のセンサスの数値を使うと仮定して目標数値を出しています。まず総農家数ですが、2020年と2010年の比較で2010年2,110戸に対して、2020年は1,507戸で2010年の約71.4%となっていることから、2025年は2015年の1,856戸の71.4%で1,326戸、また2030年は2020年の1,507戸の71.4%で1,076戸としています。

次に主業農家ですが、これも総農家数と同様の算出方法でいきますと2020年と2010年の比較で2010年206戸に対して、2020年は133戸で2010年の約64.5%となっており、2025年は2015年の184戸の64.5%で119戸、また2030年は2020年の133戸の64.5%で86戸としています。

次に担い手の認定農業者ですが、平成25年から令和6年までの認定農業者数とその年に認定期間を迎える者、また新規で認定を受ける者と再認定を受ける者の数値を出して平均値を出したところ、新規で認定を受ける者の数は約10経営体、認定期限を迎える者の内、再認定を受ける者の数は認定期限の約75%となりました。これで数値を出したところ、令和9年は前年の令和8年193経営体の内、認定期限を迎えるのは46経営体でこの内、再認定を受ける経営体は平均の75%として34経営体、新規の認定が平均で10経営体として、 $193-46+34+10=191$ 経営体となります。また令和16年は前年の令和15年192経営体の内、認定期限を迎えるのは28経営体でこの内、再認定を受ける経営体は平均の75%として21経営体、新規の認定が平均で10経営体として、 $192-28+21+10=195$ 経営体となります。

次に認定新規就農者ですが、平成 27 年から令和 6 年までの認定新規就農者数とその年に認定期間を迎える者、また新規で認定を受ける者の数値の平均を出したところ、新規で認定を受ける者の数は約 8 経営体となりました。これで数値を出したところ、令和 9 年は前年の令和 8 年 37 経営体の内、認定期限を迎えるのは 14 経営体で、新規の認定が平均で 8 経営体として、 $37-14+8=「31 経営体」$ となります。また令和 16 年は前年の令和 15 年 33 経営体の内、認定期限を迎えるのは 8 経営体で新規の認定が平均で 8 経営体として、 $33-8+8=「33 経営体」$ となります。

## （2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法について

### ①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

### ②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。ただし、利用権設定は令和 7 年 3 月までとなります。

### ④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。としています。これも農地利用の集積・集約化の基本的な方法として記載しています。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標について

現状と3年後及び10年後の単年度の目標の数値を上げています。現状については、農林振興課より回答をもらった数値になります。

また、3年後及び10年後については新規参入者（個人）については、先ほど説明しました、認定新規就農者の単年度の新規認定の平均の数値で8人とし、面積については今年度の数値の5.4haを7で割って0.77ha、これを8人分でかけて6.1ha（6.16ha）としています。

次に法人ですが、これは現状と同じ数値で、毎年しっかりとした法人が1法人で面積は現状と同程度としています。これもあくまで目標の数値としてあげているものであり、3年後の現状を踏まえて、検証、見直しを行う予定です。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法について

##### ①関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ②新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

##### ③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

##### ④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担うとしています。これも基本的な推進方法について記載しています。

### （3）新規参入の促進の評価方法について

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。としています。この「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」は毎年の結果を全国農業会議所に提出しているものになります。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

臼杵市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、臼杵市農業委員会は次の役割を担っています。

日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向把握、「地域計画」で位置付けられた扱い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、「地域計画」の定期的な見直しへの協力、これも基本的な役割を記載しています。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

玉 井 今の説明の中で令和7年から中間管理になると言っていましたが、畑の場合はできると思いますが、田んぼの場合は相対で反当1袋とかいう契約を交わしていますが、中間管理の場合は収穫したものでの契約は今までできなくて、金額でするようになっていますがそれはどうなりますか。

次 長 物納の取り扱いのことでしょうか。その内容につきましては指針とは中身が違いますのであとで回答したいと思います。

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 52 号 白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。